

令和2年12月16日  
運輸安全委員会

旅客船ぎんが衝突（水中浮遊物）による乗船者負傷事故に係る勧告に基づき  
講じられた施策について

運輸安全委員会は、標記について令和2年3月26日付けで国土交通大臣に対し  
て勧告を行っていたところですが、今般、勧告に基づき講じられた措置について通  
知がありましたのでお知らせします。（別添）

なお、この通知については、勧告の内容を反映したものとなっています。

(公印・契印省略)  
国海安第75号  
令和2年11月27日

運輸安全委員会  
委員長 武田展雄 殿

国土交通大臣 赤羽一嘉

旅客船ぎんが衝突（水中浮遊物）による乗船者負傷事故に係る勧告について（通報）

令和2年3月26日付運委参第121号による標記勧告を踏まえ、本年3月26日付で「ジェットフォイルの安全対策の徹底について（国海安第318号）」を発出し、関係地方運輸局等において、ジェットフォイル運航者等に対し、下記のとおり、各事項に迅速に対応するよう指導したので、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律113号）第26条第2項の規定に基づき通報する。

なお、昨今のコロナ禍等の影響により、事業者の対応に大幅な遅れが生じていたが、今般、当該対応に一定の目処がついたことから、本時期に通報することとしたことを申し添える。

また、本通報に関する資料を別添のとおり添付する。

記

- 1) 運航者は、海洋生物、流木等との衝突を防止する観点から、海上保安庁の海洋生物、流木等の目撃情報のほか、鯨ハザードマップや事業者間の連絡による鯨類等の目撃等情報の活用、見張りの強化、UWSの運用強化等の安全確保を引き続き図ること。
- 2) 運航者及び船長は、航路付近で海洋生物、流木等が発見された場合や海洋生物が多く発見される時期等には、海洋生物、流木等との衝突防止、衝撃軽減の観点から、可能な限り減速して運航すること。また、事故の発生、海洋生物、流木等の発見状況等を踏まえ、減速区間を適時適切に見直すこと。
- 3) 操船者は、避航が難しいと判断したときは、後部フォイルに海洋生物、流木等が衝突した場合旅客に係る衝撃が大きいことから、後部フォイルへの海洋生物、流木等の衝突リスクを軽減するため、直ちに推力を全速力後進とし、翼深度を深くするとともに舵を中央とする操船に努めること。



- 4) 翼走中において、海洋生物、流木等が衝突した場合においても、腰椎骨折等を負うことを最大限防止するため、以下の対策を講じること。
- ① 船舶所有者は、本事故における旅客の腰椎骨折の発生状況等を勘案し、衝撃力の吸収が十分と認められる座席、座席クッションを備える等の措置を講じること。
  - ② 運航者は、航路付近で海洋生物、流木等が発見された場合や海洋生物が多く発見される時期等には、腰椎骨強度が年齢に関係していることから、高齢と認められる者は、客室前部等の衝撃が比較的小さな座席に誘導すること。
- 5) 船舶所有者は、翼走中、海洋生物、流木等が衝突した場合においても、旅客が後方向の加速度により負傷することがないように座席背面に緩衝材を取り付ける等の対策を講じること。また、着座時の旅客の直立姿勢を保持するとともに、旅客が前席の背面にぶつかからないよう3点式シートベルト等を装備することが望ましい。
- 6) 運航者及び乗組員は、運航中のシートベルトの着用が旅客により確実かつ適正に行われるよう、引き続き周知徹底を図ること。
- 7) 運航者は、事故後の救助を迅速かつ円滑に実施する観点から、多数の負傷者が生じた場合の対応要領をとりまとめるとともに、定期的な訓練を実施すること。

※1 上記に示す再発防止策のうち、1)、2)及び6)の項目は、平成21年4月24日にとりまとめられた「超高速船に関する安全対策」においても再発防止策として示されている事項

※2 3)、4)、5)及び7)に掲げる項目は、今般新たに対策をとるよう示された事項

(公印・契印省略)

国海安第318号

令和2年3月26日

北陸信越運輸局 海事部長 殿

海事局安全政策課長

### ジェットフォイルの安全対策の徹底について

平成18年前後に我が国近海において航行中のジェットフォイルが流木や鯨類と衝突し旅客が負傷する事故が相次いだことを受け、「超高速船に関する安全対策検討委員会」が設置され、平成21年4月24日に「超高速船に関する安全対策」として最終的なとりまとめが行われた。その後、本とりまとめの内容に従って、ジェットフォイル運航者及び製造者において協力・連携を図りながら安全対策を講じていくこととされていたところであるが、昨年、貴局管内に所在する佐渡汽船株式会社が運航するジェットフォイルが水中浮遊物と衝突し旅客が負傷する事故が発生した。

同事案を受け、当該運航者に対し、貴局運航労務監理官による監査が行われたところであるが、今般、同事案の事故原因等の調査を行っていた運輸安全委員会により公表された事故調査報告書において、運輸安全委員会設置法第26条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、「ジェットフォイル運航者等に、万一衝突した場合における旅客の負傷の発生等被害の防止のため、有効な措置を講ずるよう指導すること。」を内容とする勧告がなされたところである。

また、同種事故の再発防止及び同種事故による被害の拡大防止のため、勧告事項も含めた再発防止策も併せて示されている。

については、同勧告及び再発防止策の内容を踏まえ、同社に対し、下記に従い周知及び指導を実施されたい。

### 記

#### 1. 再発防止策

運輸安全委員会より示された再発防止策は以下の7項目である。本内容について、同社に周知する。なお、勧告事項は4)、5)及び7)の3項目が該当する。

- 1) 運航者は、海洋生物、流木等との衝突を防止する観点から、海上保安庁の海洋生物、流木等の目撃情報のほか、鯨ハザードマップや事業者間の連絡による鯨類等の目撃等情報の活用、見張りの強化、UWSの運用強化等の安全確保を引き続き図ること。
- 2) 運航者及び船長は、航路付近で海洋生物、流木等が発見された場合や海洋生物が多く発見される時期等には、海洋生物、流木等との衝突防止、衝撃軽減の観点から、可能な限り減速して運航すること。また、事故の発生、海洋生物、流木等の発見状況等を踏まえ、減速区間を適時適切に見直すこと。

- 3) 操船者は、避航が難しいと判断したときは、後部フォイルに海洋生物、流木等が衝突した場合旅客に係る衝撃が大きいことから、後部フォイルへの海洋生物、流木等の衝突リスクを軽減するため、直ちに推力を全速力後進とし、翼深度を深くするとともに舵を中央とする操船に努めること。
- 4) 翼走中において、海洋生物、流木等が衝突した場合においても、腰椎骨折等を負うことを最大限防止するため、以下の対策を講じること。
  - ① 船舶所有者は、本事故における旅客の腰椎骨折の発生状況等を勘案し、衝撃力の吸収が十分と認められる座席、座席クッションを備える等の措置を講じること。
  - ② 運航者は、航路付近で海洋生物、流木等が発見された場合や海洋生物が多く発見される時期等には、腰椎の骨強度が年齢に関係していることから、高齢と認められる者は、客室前部等の衝撃が比較的小さな座席に誘導すること。
- 5) 船舶所有者は、翼走中、海洋生物、流木等が衝突した場合においても、旅客が後方向の加速度により負傷することがないように座席背面に緩衝材を取り付ける等の対策を講じること。また、着座時の旅客の直立姿勢を保持するとともに、旅客が前席の背面にぶつからないよう3点式シートベルト等を装備することが望ましい。
- 6) 運航者及び乗組員は、運航中のシートベルトの着用が旅客により確実かつ適正に行われるよう、引き続き周知徹底を図ること。
- 7) 運航者は、事故後の救助を迅速かつ円滑に実施する観点から、多数の負傷者が生じた場合の対応要領をとりまとめるとともに、定期的な訓練を実施すること。

## 2. 指導要領

- 1) 1. の再発防止策のうち、1)、2)及び6)の項目については、平成21年4月24日にとりまとめられた「超高速船に関する安全対策」においても再発防止策として示されている事項であるが、今般改めて同社に対し徹底するよう速やかに指導する。
- 2) 上記1)に掲げる事項以外の事項については、今般新たに対策をとるよう示された事項であるが、迅速に対応するよう同社に対し速やかに指導する。

## 3. 実施状況の確認

2. の指導要領に基づき指導した事項の実施状況について、以下のとおり確認する。
  - 1) ソフト対策（上記1. 1)～3)、4)②(ハード対策による場合を除く)、6)、7)の各事項)  
本年5月末までに同社の実施状況の確認を行うこととする。
  - 2) ハード対策（上記1. 4)①、4)②(ソフト対策による場合を除く)、5)の各事項)  
本年6月末までに同社の実施状況の確認を行うこととする。

(公印・契印省略)  
国海安第318号の2  
令和2年3月26日

関東運輸局 海上安全環境部長 殿

海事局安全政策課長

### ジェットフォイルの安全対策の徹底について

平成18年前後に我が国近海において航行中のジェットフォイルが流木や鯨類と衝突し旅客が負傷する事故が相次いだことを受け、「超高速船に関する安全対策検討委員会」が設置され、平成21年4月24日に「超高速船に関する安全対策」として最終的なとりまとめが行われた。その後、本とりまとめの内容に従って、ジェットフォイル運航者及び製造者において協力・連携を図りながら安全対策を講じていくこととされていたところであるが、昨年、ジェットフォイルが水中浮遊物と衝突し旅客が負傷する事故が発生した。

同事案を受け、当該運航者を管轄する関係地方運輸局運航労務監理官による監査が行われると共に、海事局においても一般社団法人日本旅客船協会に対しその他のジェットフォイル運航者に対しても安全確保の徹底を図るよう通達（「鯨類等の衝突に備えた水中翼型高速船の安全対策の徹底について」（国海安第237号・H31年3月11日付））を發出し周知したところであるが、今般、同事案の事故原因等の調査を行っていた運輸安全委員会により公表された事故調査報告書において、運輸安全委員会設置法第26条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、「ジェットフォイル運航者等に、万一衝突した場合における旅客の負傷の発生等被害の防止のため、有効な措置を講ずるよう指導すること。」を内容とする勧告がなされたところである。

また、同種事故の再発防止及び同種事故による被害の拡大防止のため、勧告事項も含めた再発防止策も併せて示されている。

については、同勧告及び再発防止策の内容を踏まえ、貴局管内のジェットフォイル運航者等（別添参照）に対し、下記に従い周知及び指導を実施されたい。

### 記

#### 1. 再発防止策

運輸安全委員会より示された再発防止策は以下の7項目である。本内容について、運航者及び船舶所有者（以下「運航者等」という。）に周知する。なお、勧告事項は4）、5）及び7）の3項目が該当する。

- 1) 運航者は、海洋生物、流木等との衝突を防止する観点から、海上保安庁の海洋生物、流木等の目撃情報のほか、鯨ハザードマップや事業者間の連絡による鯨類等の目撃等情報の活用、見張りの強化、UWSの運用強化等の安全確保を引き続き図ること。

- 2) 運航者及び船長は、航路付近で海洋生物、流木等が発見された場合や海洋生物が多く発見される時期等には、海洋生物、流木等との衝突防止、衝撃軽減の観点から、可能な限り減速して運航すること。また、事故の発生、海洋生物、流木等の発見状況等を踏まえ、減速区間を適時適切に見直すこと。
- 3) 操船者は、避航が難しいと判断したときは、後部フォイルに海洋生物、流木等が衝突した場合旅客に係る衝撃が大きいことから、後部フォイルへの海洋生物、流木等の衝突リスクを軽減するため、直ちに推力を全速力後進とし、翼深度を深くするとともに舵を中央とする操船に努めること。
- 4) 翼走中において、海洋生物、流木等が衝突した場合においても、腰椎骨折等を負うことを最大限防止するため、以下の対策を講じること。
  - ① 船舶所有者は、本事故における旅客の腰椎骨折の発生状況等を勘案し、衝撃力の吸収が十分と認められる座席、座席クッションを備える等の措置を講じること。
  - ② 運航者は、航路付近で海洋生物、流木等が発見された場合や海洋生物が多く発見される時期等には、腰椎の骨強度が年齢に関係していることから、高齢と認められる者は、客室前部等の衝撃が比較的小さな座席に誘導すること。
- 5) 船舶所有者は、翼走中、海洋生物、流木等が衝突した場合においても、旅客が後方向の加速度により負傷することがないように座席背面に緩衝材を取り付ける等の対策を講じること。また、着座時の旅客の直立姿勢を保持するとともに、旅客が前席の背面にぶつからないよう3点式シートベルト等を装備することが望ましい。
- 6) 運航者及び乗組員は、運航中のシートベルトの着用が旅客により確実かつ適正に行われるよう、引き続き周知徹底を図ること。
- 7) 運航者は、事故後の救助を迅速かつ円滑に実施する観点から、多数の負傷者が生じた場合の対応要領をとりまとめるとともに、定期的な訓練を実施すること。

## 2. 指導要領

- 1) 1. の再発防止策のうち、1)、2)及び6)の項目については、平成21年4月24日にとりまとめられた「超高速船に関する安全対策」においても再発防止策として示されている事項であるが、今般改めて運航者等に対し徹底するよう速やかに指導する。
- 2) 上記1)に掲げる事項以外の事項については、今般新たに対策をとるよう示された事項であるが、迅速に対応するよう運航者等に対し速やかに指導する。

## 3. 実施状況の確認

2. の指導要領に基づき指導した事項の実施状況について、以下のとおり確認する。

1) ソフト対策（上記1. 1）～3）、4）②(ハード対策による場合を除く)、6）、7）の各事項)

本年5月末までに運航者等の実施状況の確認を行うこととする。

2) ハード対策（上記1. 4）①、4）②（ソフト対策による場合を除く）、5）の各事項)

本年6月末までに運航者等の実施状況の確認を行うこととする。



(別添)

## ジェットfoil運航者一覧

No.	運航者	管轄局	船名	備考
1	佐渡汽船(株)	北陸信越運輸局	つばさ	
2			すいせい	
3			ぎんが	
4	東海汽船(株)	関東運輸局	セブンアイランド友	
5			セブンアイランド大漁	
6			セブンアイランド愛	
7			セブンアイランド虹	
8	隠岐汽船(株)	中国運輸局	レインボージェット	隠岐広域連合所有 船舶借入人 隠岐汽船(株)
9	JR九州高速船(株)	九州運輸局	ビートル	
10			ビートル二世	
11			ビートル三世	
12	九州郵船(株)	九州運輸局	ヴィーナス	
13			ヴィーナス2	
14	九州商船(株)	九州運輸局	ペがさず	
15			ペがさず2	
16	種子屋久高速船(株)	九州運輸局	ロケット	コスモライン(株)所有 船舶借入人 種子屋久高速船(株)
17			ロケット2	
18			ロケット3	
19			トッピー2	
20			トッピー3	
21			トッピー7	

(公印・契印省略)  
国海安第318号の2  
令和2年3月26日

中国運輸局 海上安全環境部長 殿

海事局安全政策課長

### ジェットフォイルの安全対策の徹底について

平成18年前後に我が国近海において航行中のジェットフォイルが流木や鯨類と衝突し旅客が負傷する事故が相次いだことを受け、「超高速船に関する安全対策検討委員会」が設置され、平成21年4月24日に「超高速船に関する安全対策」として最終的なとりまとめが行われた。その後、本とりまとめの内容に従って、ジェットフォイル運航者及び製造者において協力・連携を図りながら安全対策を講じていくこととされていたところであるが、昨年、ジェットフォイルが水中浮遊物と衝突し旅客が負傷する事故が発生した。

同事案を受け、当該運航者を管轄する関係地方運輸局運航労務監理官による監査が行われると共に、海事局においても一般社団法人日本旅客船協会に対しその他のジェットフォイル運航者に対しても安全確保の徹底を図るよう通達（「鯨類等の衝突に備えた水中翼型高速船の安全対策の徹底について」（国海安第237号・H31年3月11日付））を发出し周知したところであるが、今般、同事案の事故原因等の調査を行っていた運輸安全委員会により公表された事故調査報告書において、運輸安全委員会設置法第26条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、「ジェットフォイル運航者等に、万一衝突した場合における旅客の負傷の発生等被害の防止のため、有効な措置を講ずるよう指導すること。」を内容とする勧告がなされたところである。

また、同種事故の再発防止及び同種事故による被害の拡大防止のため、勧告事項も含めた再発防止策も併せて示されている。

については、同勧告及び再発防止策の内容を踏まえ、貴局管内のジェットフォイル運航者等（別添参照）に対し、下記に従い周知及び指導を実施されたい。

### 記

#### 1. 再発防止策

運輸安全委員会より示された再発防止策は以下の7項目である。本内容について、運航者及び船舶所有者（以下「運航者等」という。）に周知する。なお、勧告事項は4）、5）及び7）の3項目が該当する。

- 1) 運航者は、海洋生物、流木等との衝突を防止する観点から、海上保安庁の海洋生物、流木等の目撃情報のほか、鯨ハザードマップや事業者間の連絡による鯨類等の目撃等情報の活用、見張りの強化、UWSの運用強化等の安全確保を引き続き図ること。

- 2) 運航者及び船長は、航路付近で海洋生物、流木等が発見された場合や海洋生物が多く発見される時期等には、海洋生物、流木等との衝突防止、衝撃軽減の観点から、可能な限り減速して運航すること。また、事故の発生、海洋生物、流木等の発見状況等を踏まえ、減速区間を適時適切に見直すこと。
- 3) 操船者は、避航が難しいと判断したときは、後部フォイルに海洋生物、流木等が衝突した場合旅客に係る衝撃が大きいことから、後部フォイルへの海洋生物、流木等の衝突リスクを軽減するため、直ちに推力を全速力後進とし、翼深度を深くするとともに舵を中央とする操船に努めること。
- 4) 翼走中において、海洋生物、流木等が衝突した場合においても、腰椎骨折等を負うことを最大限防止するため、以下の対策を講じること。
  - ① 船舶所有者は、本事故における旅客の腰椎骨折の発生状況等を勘案し、衝撃力の吸収が十分と認められる座席、座席クッションを備える等の措置を講じること。
  - ② 運航者は、航路付近で海洋生物、流木等が発見された場合や海洋生物が多く発見される時期等には、腰椎の骨強度が年齢に関係していることから、高齢と認められる者は、客室前部等の衝撃が比較的小さな座席に誘導すること。
- 5) 船舶所有者は、翼走中、海洋生物、流木等が衝突した場合においても、旅客が後方向の加速度により負傷することがないように座席背面に緩衝材を取り付ける等の対策を講じること。また、着座時の旅客の直立姿勢を保持するとともに、旅客が前席の背面にぶつからないよう3点式シートベルト等を装備することが望ましい。
- 6) 運航者及び乗組員は、運航中のシートベルトの着用が旅客により確実かつ適正に行われるよう、引き続き周知徹底を図ること。
- 7) 運航者は、事故後の救助を迅速かつ円滑に実施する観点から、多数の負傷者が生じた場合の対応要領をとりまとめるとともに、定期的な訓練を実施すること。

## 2. 指導要領

- 1) 1. の再発防止策のうち、1)、2)及び6)の項目については、平成21年4月24日にとりまとめられた「超高速船に関する安全対策」においても再発防止策として示されている事項であるが、今般改めて運航者等に対し徹底するよう速やかに指導する。
- 2) 上記1)に掲げる事項以外の事項については、今般新たに対策をとるよう示された事項であるが、迅速に対応するよう運航者等に対し速やかに指導する。

## 3. 実施状況の確認

2. の指導要領に基づき指導した事項の実施状況について、以下のとおり確認する。

1) ソフト対策（上記1. 1）～3）、4）②（ハード対策による場合を除く）、6）、7）の各事項）

本年5月末までに運航者等の実施状況の確認を行うこととする。

2) ハード対策（上記1. 4）①、4）②（ソフト対策による場合を除く）、5）の各事項）

本年6月末までに運航者等の実施状況の確認を行うこととする。

(別添)

## ジェットfoil運航者一覧

No.	運航者	管轄局	船名	備考
1	佐渡汽船(株)	北陸信越運輸局	つばさ	
2			すいせい	
3			ぎんが	
4	東海汽船(株)	関東運輸局	セブンアイランド友	
5			セブンアイランド大漁	
6			セブンアイランド愛	
7			セブンアイランド虹	
8	隠岐汽船(株)	中国運輸局	レインボージェット	隠岐広域連合所有 船舶借入人 隠岐汽船(株)
9	JR九州高速船(株)	九州運輸局	ビートル	
10			ビートル二世	
11			ビートル三世	
12	九州郵船(株)	九州運輸局	ヴィーナス	
13			ヴィーナス2	
14	九州商船(株)	九州運輸局	ペがさず	
15			ペがさず2	
16	種子屋久高速船(株)	九州運輸局	ロケット	コスモライン(株)所有 船舶借入人 種子屋久高速船(株)
17			ロケット2	
18			ロケット3	
19			トッピー2	
20			トッピー3	
21			トッピー7	

(公印・契印省略)  
国海安第318号の2  
令和2年3月26日

九州運輸局 海上安全環境部長 殿

海事局安全政策課長

### ジェットフォイルの安全対策の徹底について

平成18年前後に我が国近海において航行中のジェットフォイルが流木や鯨類と衝突し旅客が負傷する事故が相次いだことを受け、「超高速船に関する安全対策検討委員会」が設置され、平成21年4月24日に「超高速船に関する安全対策」として最終的なとりまとめが行われた。その後、本とりまとめの内容に従って、ジェットフォイル運航者及び製造者において協力・連携を図りながら安全対策を講じていくこととされていたところであるが、昨年、ジェットフォイルが水中浮遊物と衝突し旅客が負傷する事故が発生した。

同事案を受け、当該運航者を管轄する関係地方運輸局運航労務監理官による監査が行われると共に、海事局においても一般社団法人日本旅客船協会に対しその他のジェットフォイル運航者に対しても安全確保の徹底を図るよう通達（「鯨類等の衝突に備えた水中翼型高速船の安全対策の徹底について」（国海安第237号・H31年3月11日付））を發出し周知したところであるが、今般、同事案の事故原因等の調査を行っていた運輸安全委員会により公表された事故調査報告書において、運輸安全委員会設置法第26条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、「ジェットフォイル運航者等に、万一衝突した場合における旅客の負傷の発生等被害の防止のため、有効な措置を講ずるよう指導すること。」を内容とする勧告がなされたところである。

また、同種事故の再発防止及び同種事故による被害の拡大防止のため、勧告事項も含めた再発防止策も併せて示されている。

については、同勧告及び再発防止策の内容を踏まえ、貴局管内のジェットフォイル運航者等（別添参照）に対し、下記に従い周知及び指導を実施されたい。

### 記

#### 1. 再発防止策

運輸安全委員会より示された再発防止策は以下の7項目である。本内容について、運航者及び船舶所有者（以下「運航者等」という。）に周知する。なお、勧告事項は4）、5）及び7）の3項目が該当する。

- 1) 運航者は、海洋生物、流木等との衝突を防止する観点から、海上保安庁の海洋生物、流木等の目撃情報のほか、鯨ハザードマップや事業者間の連絡による鯨類等の目撃等情報の活用、見張りの強化、UWSの運用強化等の安全確保を引き続き図ること。

- 2) 運航者及び船長は、航路付近で海洋生物、流木等が発見された場合や海洋生物が多く発見される時期等には、海洋生物、流木等との衝突防止、衝撃軽減の観点から、可能な限り減速して運航すること。また、事故の発生、海洋生物、流木等の発見状況等を踏まえ、減速区間を適時適切に見直すこと。
- 3) 操船者は、避航が難しいと判断したときは、後部フォイルに海洋生物、流木等が衝突した場合旅客に係る衝撃が大きいことから、後部フォイルへの海洋生物、流木等の衝突リスクを軽減するため、直ちに推力を全速力後進とし、翼深度を深くするとともに舵を中央とする操船に努めること。
- 4) 翼走中において、海洋生物、流木等が衝突した場合においても、腰椎骨折等を負うことを最大限防止するため、以下の対策を講じること。
  - ① 船舶所有者は、本事故における旅客の腰椎骨折の発生状況等を勘案し、衝撃力の吸収が十分と認められる座席、座席クッションを備える等の措置を講じること。
  - ② 運航者は、航路付近で海洋生物、流木等が発見された場合や海洋生物が多く発見される時期等には、腰椎の骨強度が年齢に関係していることから、高齢と認められる者は、客室前部等の衝撃が比較的小さな座席に誘導すること。
- 5) 船舶所有者は、翼走中、海洋生物、流木等が衝突した場合においても、旅客が後方向の加速度により負傷することがないように座席背面に緩衝材を取り付ける等の対策を講じること。また、着座時の旅客の直立姿勢を保持するとともに、旅客が前席の背面にぶつからないよう3点式シートベルト等を装備することが望ましい。
- 6) 運航者及び乗組員は、運航中のシートベルトの着用が旅客により確実かつ適正に行われるよう、引き続き周知徹底を図ること。
- 7) 運航者は、事故後の救助を迅速かつ円滑に実施する観点から、多数の負傷者が生じた場合の対応要領をとりまとめるとともに、定期的な訓練を実施すること。

## 2. 指導要領

- 1) 1. の再発防止策のうち、1)、2)及び6)の項目については、平成21年4月24日にとりまとめられた「超高速船に関する安全対策」においても再発防止策として示されている事項であるが、今般改めて運航者等に対し徹底するよう速やかに指導する。
- 2) 上記1)に掲げる事項以外の事項については、今般新たに対策をとるよう示された事項であるが、迅速に対応するよう運航者等に対し速やかに指導する。

## 3. 実施状況の確認

2. の指導要領に基づき指導した事項の実施状況について、以下のとおり確認する。

1) ソフト対策（上記1. 1）～3）、4）②（ハード対策による場合を除く）、6）、7）の各事項）

本年5月末までに運航者等の実施状況の確認を行うこととする。

2) ハード対策（上記1. 4）①、4）②（ソフト対策による場合を除く）、5）の各事項）

本年6月末までに運航者等の実施状況の確認を行うこととする。



(別添)

## ジェットfoil運航者一覧

No.	運航者	管轄局	船名	備考
1	佐渡汽船(株)	北陸信越運輸局	つばさ	
2			すいせい	
3			ぎんが	
4	東海汽船(株)	関東運輸局	セブンアイランド友	
5			セブンアイランド大漁	
6			セブンアイランド愛	
7			セブンアイランド虹	
8	隠岐汽船(株)	中国運輸局	レインボージェット	隠岐広域連合所有 船舶借入人 隠岐汽船(株)
9	JR九州高速船(株)	九州運輸局	ビートル	
10			ビートル二世	
11			ビートル三世	
12	九州郵船(株)	九州運輸局	ヴィーナス	
13			ヴィーナス2	
14	九州商船(株)	九州運輸局	ペがさず	
15			ペがさず2	
16	種子屋久高速船(株)	九州運輸局	ロケット	コスモライン(株)所有 船舶借入人 種子屋久高速船(株)
17			ロケット2	
18			ロケット3	
19			トッピー2	
20			トッピー3	
21			トッピー7	